

違反対象物公表制度

重大な消防法令違反の建物を
ホームページに公表します

平成31年
4月1日から
運用開始!

◎違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、重大な消防法令違反のある建物を高島市のホームページにより公表する制度です。

公表の対象となる建物	飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物、病院・社会福祉施設などの1人で避難することが困難な方が利用する建物。
公表の対象となる違反内容	建物の用途や面積により、屋内消火栓、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務が生じる建物で、これらの設備が設置されていない違反。
公表の方法	高島市ホームページへの掲載

公表する内容（例）

建物の名称	〇〇〇〇ビル
建物の所在地	高島市〇〇町〇〇〇
消防法令違反の内容	自動火災報知設備の未設置
消防法令違反の根拠	消防法第17条第1項、消防法施行令第21条
公表した日	平成31年〇月〇〇日

【建物関係者の皆様へ】

建物が以下のような場合は、新たな消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に消防本部へご相談ください。

- 【例】・飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途のテナントが、新たに入店する場合
- ・建物の増築や改築、隣接する建物と屋根などで接続する場合
 - ・荷物や棚などで窓を塞いだり、窓にフィルムを貼る場合
 - ・建物の壁や天井を木板等の可燃物で内装を行う場合



問い合わせ先
高島市消防本部

予 防 課 : 0740-22-5403
北部消防署 : 0740-22-5404
南部消防署 : 0740-32-1212

